

■教育行政のポイント

給特法見直しの方向性——自民党・特命委で検討進む

小川 正人

自民党・特命委員会の給特法見直し案

自民党内で給特法見直し案が検討、と朝日新聞が報じた(電子版2023年2月20日、紙版2月28日付朝刊)。2022年実施の文科省・教員勤務実態調査結果が今春に公表されることになっており、それを受け6月頃に給特法見直しを含めた教員の処遇改善等に関して中教審への諮問が予定されている。

現在、その準備という意味も含め省内に有識者会議を設け論点整理の作業が進められている。そうした文科省の作業や諮問内容に大きな影響を及ぼすと考えられるのが、自民党の「令和の教育人材確保に関する特命委員会」(以下、特命委員会)の議論である。

特命委員会は、昨年11月に発足し外部有識者からの意見聴取等、数回の会合を重ねてきた。朝日新聞の記事では、ここまで水面下で給特法見直し案として3つの案が浮上していると報じている。一案は給特法の廃止、二案は給特法を維持し教職調整額を10数%まで引き上げる案、そして、三案が給特法を維持し教職調整額を数%引き上げたうえで学級担任や部活顧問、主任等の職に相応の手当を上積みする案とされる。

ただ、一案の給特法の廃止は、労働基準法が適用され労使協定を締結する必要が生じ、労務管理上の難題や管理職への負担過重が生じる等の懸念があること、二案の教職調整額の一律引き上げは、勤務実態が多様な現場で不公平感が広がる懸念があること、そして、三案もどの手当にどれだけの額を支給するか詰めるべき課題が多いと報じている。

見直しの基本方向は三案をベースか？

朝日新聞の記事では、いずれの案が有力かという点には言及していないが、特命委員会のこれまでの議論や昨今の政治状況等を考慮すれば、特命委員会の議論は三案をベースに収斂していくのではない

かと推察される。

原則論としては、給特法の廃止が望ましいと考えるが、一案の時間外勤務手当化や二案の教職調整額10数%への引き上げを実施する場合、多額の財源確保が必要になることや(月当たり時間外勤務を40時間とした場合、一案では1兆数千億円、二案でも4千億円強の財源)、政権党内で大勢を占める教職の「特殊性」論を一蹴し、一般公務員と同様の時間外勤務手当化で合意形成を図れるような教職論をまとめあげる見直しを描くのも難しいように思える。

結局、給特法の廃止は難しく、教職調整額の一律大幅アップも財源論とメリハリある給与体系の要請等からハードルが高い。

給特法維持や新手当創設をする場合の論点

特命委員会が給特法維持の選択をする場合、労働基準法適用の国立大付属学校・私立学校と給特法適用の公立学校の「二重基準性」について、改めて説得的な説明が求められる。

また、給特法と教職調整額支給の論拠とされてきた教職の「特殊性」(＝勤務時間管理の難しさ等)に関しても、今後の働き方改革で在校等時間の客観的で適切な方法での勤務実態把握が義務化されたことを踏まえれば、工夫次第で教師の勤務時間管理は可能であるとの指摘もある。

学級担任手当等の新しい手当を創設する場合にも、同僚性の構築や協働化が必要となっている学校の組織・経営の諸課題に見合った制度設計が求められる。加えて、教師の時間外勤務に対して教職調整額の増額等の金銭的措置だけでなく、勤務間インターバル制等での休息時間確保や振替休暇等といった健康確保措置の選択肢も検討されてよい。

財源上の制約で時間外勤務の実態に見合った金銭的措置を十分に図れないのであれば、そうした健康確保措置で教師の働き方に報いてほしいと思う。

(おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授)

自分たちで 学校を変える！
教師のわくわくを生み出す プロジェクト型業務改善のススメ

澤田真由美【著】 四六判／定価 2,310 円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <https://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

